める省令 指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定

通 令 四 〇 一

改正 平成十二・一二・二三通令四〇二

(用語)

「令」という。)において使用する用語の例による。善の促進に関する法律施行令(平成十二年政令第百三十八号。以下いう。)及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善的促進に関する法律(以下「法」と第一条 この省令において使用する用語は、特定化学物質の環境への

る相手方が承諾したものとする。
により提供することについて指定化学物質等を譲渡し、又は提供す、ファクシミリ装置を用いた送信その他の方法であって、その方法第二条 法第十四条第一項及び第二項の経済産業省令で定める方法は(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法)

(提供しなければならない情報)

ならない。 情報 (以下「性状取扱情報」という。) に次の事項を含めなければの規定に基づき提供する指定化学物質等の性状及び取扱いに関する第三条 指定化学物質等取扱事業者は、法第十四条第一項又は第二項

掲げる事項というでは、それぞれ当該ア又はイに場がる場合において、それぞれ当該ア又はイに

アー当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化

- (2) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の令別表(1) 当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の名称
- 指定化学物質(特定第一種指定化学物質を除く。)、特定第(3)当該第一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の第一種第一又は別表第二における該当する号の番号
- 一種指定化学物質又は第二種指定化学物質の別
- ■頁 学物質を含有する製品である場合 次の イ)から (5までに掲げる) ・ 学物質を含有する製品である場合 次の (1)から (5までに掲げるイ 当該指定化学物質等が第一種指定化学物質又は第二種指定化
- (1) 当該製品の名称
- (2) 当該製品が含有する第一種指定化学物質量の割合が〇・一定化学物質に係る特定第一種指定化学物質量の割合が〇・一号に掲げる第二種指定化学物質にあってはその含有する当該含有指定化学物質量又は第二種指定化学物質しあってはその含有するイン号に掲げる第二種指定化学物質にあってはその含有するインであってはその含有する当該含有指定化学物質に係る第一種指定化学物質に係る特定第二種指定化学物質という。)の名称(当該学物質(以下「含有指定化学物質」という。)の名称(当該学物質(以下「含有指定化学物質」という。)の名称(当該学物質(以下「含有指定化学物質」という。)の名称(当該学物質(以下「含有指定化学物質」という。)の名称(当該学物質(以下「含有指定化学物質」という。)の名称(当該学物質(以下「含有指定化学物質」という。)の名称(当該学物質(以下「含有指定化学物質」という。)の名称(当該学物質)という。)の名称(当該学物質)という。)の名称(当該学物質)という。)の名称(当該学物質)という。)の名称(当該学物質)という。)の名称(当該学物質)という。)の名称(当该学物質)という。
- する号の番号 (3) 含有指定化学物質の令別表第一又は別表第二における該当
- 定化学物質の別化学物質を除く。)、特定第一種指定化学物質又は第二種指化学物質を除く。)、特定第一種指定化学物質(特定第一種指定4)含有指定化学物質の第一種指定化学物質(特定第一種指定
- (5) 当該製品の質量に対する含有指定化学物質の第一種指定化

学物質量、特定第一種指定化学物質量又は第二種指定化学物

質量のそれぞれの割合

当該指定化学物質等取扱事業者の氏名又は名称、 住所及び連絡

当該指定化学物質等が漏出した際に必要な措置

四 当該指定化学物質等の取扱い上及び保管上の注意

七六五 当該指定化学物質等の物理的化学的性状

当該指定化学物質等の安定性及び反応性

八 当該指定化学物質等の有害性

当該指定化学物質等の暴露性

当該指定化学物質等の廃棄上の注意

当該指定化学物質等の輸送上の注意

(提供することができる情報

第四条 前条各号に掲げるもののほか、指定化学物質等取扱事業者は

性状取扱情報に次の事項を含めることができる。

前条第七号及び第八号に定める事項の内容の要約

当該指定化学物質等により被害を受けた者に対する応急処置

当該指定化学物質等を取り扱う事業所において火災が発生した

場合に必要な措置

当該指定化学物質等を取り扱う事業所において人が当該指定化

学物質等に暴露されることの防止に関する措置

当該指定化学物質等について適用される法令 前各号に掲げるもののほか、 当該指定化学物質等取扱事業者が

必要と認める事項

(第三条各号に定める事項の記載の方法)

第五条 ない方法をいう。) により記録することを含む。次項において同じ 的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができ 第三条各号に掲げる事項は、 邦文で記載 (電磁的方法 〔(電子

するものとする。

2 種指定化学物質量のそれぞれの割合は、 物質の第一種指定化学物質量、特定第一種指定化学物質量又は第二 効数字として算出した数値により記載するものとする。 第三条第一号イ ⑤に定める当該製品の質量に対する含有指定化学 当該割合の上位二けたを有

(性状取扱情報の提供が必要となる場合)

第六条 するごとに行わなければならない。 性状取扱情報の提供は、指定化学物質等を譲渡し、 又は提供

2

れたときは、この限りではない。 手方から当該指定化学物質等に関する性状取扱情報の提供を求めら 用しない。ただし、当該指定化学物質等を譲渡し、又は提供する相 化学物質等に関する性状取扱情報の提供が行われているときは、適 的に又は反復して譲渡し、又は提供する場合において既に当該指定 前項の規定は、同一の事業者に対し同種の指定化学物質等を継続

1 月一日)から施行する。 この省令は、法附則第一条第二号の規定の施行の日(平成十三年

2 第十五条各項の措置は適用しない。 を譲渡し、 法附則第一条第三号の規定の施行の日までの間に指定化学物質等 又は提供する指定化学物質等取扱事業者については、 法